

調理師業務従事者届 を出しましょう

平成30年12月31日現在の状況を
平成31年1月15日までに関西広域連合に届け出

調理業務に従事されている調理師は、調理師法第5条の2により **2年に1度、調理師業務従事者届の提出が義務付けられています。**

届出は、定められた2年ごとの年の12月31日現在の業務従事状況を、翌年1月15日までに就業地の都道府県知事(注)に届け出ることとされており、平成31年が届け出る年にあたります。

(注) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県内で就業されている方は、関西広域連合に届出を行ってください。

< 提出するもの >

裏面の「調理師業務従事者届」

< 対象者 >

平成30年12月31日現在、次の施設で調理の業務に従事している調理師の方

1 寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設
2 学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等
3 病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(20人以上入院させる施設)の患者給食
4 事業所	会社、工場、事業所、官公署等の従業員給食
5 社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設(保育園、乳児院等)、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6 介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所
8 飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレー その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10 そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11 その他	自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等

< 提出期限・提出先 >

平成31年1月1日～15日までに、下記までご提出ください。(郵送、ファクシミリ、電子メール可)

〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階

関西広域連合 調理師免許担当

電話 06-4803-5669 FAX 06-6443-7566 電子メール shikakushiken@kouiki-kansai.jp

(窓口対応日時)

9時30分～17時まで(土曜日、日曜日及び平成30年12月29日(土)～平成31年1月3日(木)を除く)

【平成31年度調理師試験・製菓衛生師試験の実施について】

関西広域連合では、平成31年度も調理師試験・製菓衛生師試験を実施する予定です。実施時期は平成31年夏頃を予定しています。勤務先等で免許の取得を検討している方がいらっしゃいましたらご案内ください。



厚生労働省・関西広域連合

FAX 番号 06-6443-7566 (郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでご提出ください。)

※滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県内で就業されている調理師の方のみ、関西広域連合にご提出ください。

※届出期間：平成31年1月1日～1月15日まで。

調理師業務従事者届

※平成30年12月31日現在の状況をご記入ください。		届出日	平成31年 1月 日		
ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
本籍地都道府県名 (日本国籍でない方は国籍)					
住 所	〒 都・道 府・県 (電話)				
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名	関西広域連合 都・道 府・県			※関西広域連合から免許を受けられた方は関西広域連合に○をしてください。
	登録番号	第 号			
	登録年月日	昭和 平成 年 月 日			
業務に従事する場 所	1. 寄宿舍 5. 社会福祉施設 9. 魚介類販売業 2. 学校 6. 介護老人保健施設 10. そうざい製造業 3. 病院 7. 矯正施設 11. その他 4. 事業所 8. 飲食店営業				
	所在地	府・県			
	電話番号				
	名称				
備 考					

(注意) 該当する文字又は数字を○で囲むこと。